

福岡大学筑紫病院開放型病院運営に関する内規

(目的)

第1条 福岡大学筑紫病院（以下「病院」という。）は、地域の医師に等しく開かれたものとして、その診療上の利用に便宜を図るものとし、地域における医師との連携の円滑化、地域医療の一層の充実を目的とする。

(開放型病院登録医)

第2条 地域の医師は、所定の手続きを経て病院に申し込むことにより開放型病院登録医になることができる。

2 開放型病院登録医の契約については契約日より2年間とし、双方より特に申し出がない場合は自動更新するものとする。

3 開放型病院登録医が死亡その他の理由により医師免許を喪失したときは、自動的に契約を解除するものとする。

(開放病床の設置と利用)

第3条 地域の医師との共同診療・指導を目的とした開放病床5床を設置する。

2 開放病床は、2階南病棟212病室、3階南病棟303病室、3階南病棟304病室、4階南病棟402病室、4階南病棟411病室とする。

3 開放病床が満床の場合は、他の病床を利用することができる。

4 開放病床は、原則的に開放型病院登録医が優先的に利用できるものとする。

(共同診療・指導)

第4条 開放型病院登録医は、開放病床に紹介入院した患者については出来る限り訪問し、病院の医師または看護師との共同診療・指導を行う。

2 開放型病院登録医は、診療時に所定の名札、白衣を着用する。

3 開放型病院登録医は、開放病床に紹介入院した患者について、カルテの参照および記入することができる。

4 共同診療・指導は、原則として平日の診療時間内とする。

5 開放型病院登録医は、紹介患者の検査、手術、カンファレンス等に立ち会うことができる。

(診療責任)

第5条 開放病床に入院中の患者の治療および管理は、病院の責任において行うものとする。

2 医療行為は、病院の内規を遵守する。

附 則

この内規は、平成18年6月1日から施行する。

平成17年7月1日 制定

平成17年8月1日 改定

平成18年6月1日 改定